

山梨県公報

号外第十号

令和六年

三月二十九日

金 曜 日

条 例

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十四号

山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例

山梨県建築審査会条例(昭和二十五年山梨県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「第九十七条の二第五項」を「第九十七条の二第六項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十五号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

目 次

- 山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

- **山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例**(条例第三十四号)(建築住宅課)
 - 1 建築基準法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行することとした。
- **山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**(条例第三十五号)(人事課)
 - 1 国立大学法人法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- **山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例**(条例第三十六号)(建築住宅課)
 - 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行することとした。
- **山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例**(条例第三十七号)(国保援護課)

山梨県条例第三十六号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

改正する条例
山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を

改正する条例
山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第三条第六項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「法」に改める。

附則

この条例は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十七号

山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例

山梨県国民健康保険条例（平成二十九年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六条各号中「附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令」を削る。

第七条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号」を「同項第一号」に改める。

第十条各号中「附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令」を削る。

第十一条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則
この条例は、令和六年四月一日から施行する。